

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 25 日 (金) 第 297 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (※) (議事課取扱い) 2
- 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例 (※) (人事課取扱い) 2
- 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (※) (人事課取扱い) 5
- 鹿児島県職員の勤務時間, 休暇等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (※) (人事課取扱い) 5
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (※) (財政課取扱い) 7
- 鹿児島県税条例及び鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 11
- 鹿児島県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (※) (総務事務センター取扱い) 12
- 鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例 (※) (環境林務課取扱い) 13
- 鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (※) (国民健康保険課取扱い) 14
- 鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例 (※) (社会福祉課取扱い) 15
- 鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例 (※) (産業立地課取扱い) 15
- 鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例 (※) (教職員課取扱い) 15
- 鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (※) (文化財課取扱い) 16
- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例 (※) (警務課取扱い) 16

条 例

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第4号

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成10年鹿児島県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「 | 鹿児島市及び鹿児島郡 | 18人 | 」 を

「 | 鹿児島市及び鹿児島郡 | 19人 | 」 に、

「 | 日置市 | 2人 | 」 を

「 | 日置市 | 1人 | 」 に改める。

附則第4項中「18人」を「19人」に改め、「2人 | 」 と、 | の次に

「 | 日置市 | 1人 | 」 とあるのは

「 | 日置市 | 2人 | 」 と、 | を加える。

附 則

この条例は、令和5年3月30日以後に行われる一般選挙から施行する。

.....

鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第5号

鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正）

第1条 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の

67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

（知事及び副知事の期末手当支給条例の一部改正）

第2条 知事及び副知事の期末手当支給条例（昭和26年鹿児島県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例第3条第1項（同条第2項、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項又は第4条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項から第5項まで（鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の知事及び副知事の期末手当支給条例第2条、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下この項及び次項において「給与条例」という。）第20条第1項から第3項まで若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鹿児島県条例第3号）第4条第1項若しくは第8条又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鹿児島県条例第5号）第4条若しくは第8条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）又は知事若しくは副知事の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」と

いう。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、知事が人事委員会と協議して定める職員を除く。次号において「特定幹部職員」という。） 107.5分の15

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する特定任期付職員又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(3) 知事及び副知事 167.5分の10

3 令和3年12月に鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）その他の知事が人事委員会と協議して定める条例、規則又は規程の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）又は知事若しくは副知事の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）又は鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）の適用を受ける者その他の知事が人事委員会と協議して定める者との権衡を考慮して知事が人事委員会と協議して定める」とする。

（適用除外）

4 前2項の規定は、令和3年12月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）において臨時的に任用されていた職員若しくは令和4年6月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）において臨時的に任用されている職員又は鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（平成31年鹿児島県条例第16号）の規定に基づき令和3年12月に期末手当を支給された者若しくは同条例の規定に基づき令和4年6月に期末手当を支給される者には適用しない。

（委任）

5 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 6 号

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年鹿児島県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第 28 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して知事が人事委員会と協議して定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 32 条を第 34 条とし、第 31 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 32 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 33 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 7 号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第 18 条第 1 項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条」を加える。

第 19 条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第 2 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 項」の次に「、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項」を、「第 7 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加える。

第 2 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採用）」を付し、同条の次に次の 3 条を加える。

第 2 条の 2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第 2 条の 3 任命権者は、法第 2 条第 2 項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第 1 項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前 2 項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間

について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 4 号。以下「勤務時間条例」という。）第 16 条に規定する介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定による承認

（任期の特例）

第 2 条の 4 法第 6 条第 2 項に規定する条例で定める場合は、第 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第 2 条の 2 又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

第 3 条中「前条各項」を「第 2 条から第 2 条の 3 まで」に改める。

第 4 条に次の 1 項を加える。

6 第 2 条の 3 の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 13 号。以下「県職員給与条例」という。）第 5 条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第 5 条第 1 項中「鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 13 号。以下「県職員給与条例」という。）」を「県職員給与条例」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 県職員給与条例第 8 条の 3、第 9 条、第 10 条、第 10 条の 3、第 10 条の 5、第 13 条及び第 13 条の 2 の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する県職員給与条例第 11 条第 2 項第 2 号及び第 15 条第 2 項の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 2 号）第 2 条の 3 の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 8 号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 総務部の表 1 の項中「7,000円」を「10,400円」に改める。

別表第 1 商工労働水産部の表 5 の項の(3)中「2,100円」を「2,700円」に改める。

別表第 1 農政部の表10の項を次のように改める。

10 畜舎等 の建築等 及び利用 の特例に 関する法 律（令和 3 年法律 第34号。 以下この 項におい て「法」 という。） の施行に 関する事 務	法第 3 条第 1 項の規 定に基づく畜舎建築 利用計画の認定の申 請に対する審査	畜舎建築 利用計画 認定申請 手数料	7,000円
--	--	-----------------------------	--------

別表第 1 土木部の表 5 の項の(2)中「7,000円」を「8,200円」に改め、同表14の 2 の項の次に次のように加える。

14の 2 の 2 マンシ ョンの管 理の適正 化の推進 に関する 法律（平 成12年法 律 第 149 号。以下 この項に おいて 「法」と	(1) 法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づ く管理計画の認定 又は法第 5 条の 6 第 1 項の規定に基 づく管理計画の認 定の更新の申請に 対する審査	管理計画 認定又は 認定更新 申請手数 料	ア 法第 5 条の 4 各号に掲げる基準に適 合することを証する書類として知事が 認めるものを添付する場合 (ケ) マンションの管理の適正化の推進 に関する法律施行規則（平成13年国 土交通省令第110号）第 1 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する長期修繕計画 （以下この項において「長期修繕計 画」という。）の数が 1 である場合 5,800円 (イ) 長期修繕計画の数が 2 以上である 場合 5,800円に 1 を超える長期修 繕計画の数に1,600円を乗じて得た
---	--	-----------------------------------	--

いう。)の施行に関する事務			額を加えた金額 イ その他の場合 (㉞) 長期修繕計画の数が 1 である場合 28,000円 (㉟) 長期修繕計画の数が 2 以上である場合 28,000円に 1 を超える長期修繕計画の数に15,000円を乗じて得た額を加えた金額
	(2) 法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づく管理計画の変更認定の申請に対する審査	管理計画 変更認定 申請手数料	ア 法第 5 条の 4 各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合 (㉞) 変更前の管理計画に係る長期修繕計画の数が 1 である場合 5,800円 (長期修繕計画を追加する場合にあっては、5,800円に当該追加する長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加えた金額) (㉟) 変更前の管理計画に係る長期修繕計画の数が 2 以上である場合 5,800円に 1 を超える当該長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加えた金額 (長期修繕計画を追加する場合にあっては、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加えた金額) イ その他の場合 (㉞) 変更前の管理計画に係る長期修繕計画の数が 1 である場合 21,000円 (長期修繕計画を追加する場合にあっては、21,000円に当該追加する長期修繕計画の数に15,000円を乗じて得た額を加えた金額) (㉟) 変更前の管理計画に係る長期修繕計画の数が 2 以上である場合 21,000円に 1 を超える当該長期修繕

			計画の数に9,800円を乗じて得た額を加えた金額(長期修繕計画を追加する場合にあっては、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に15,000円を乗じて得た額を加えた金額)
--	--	--	---

別表第1 危機管理防災局の表3の項の(4)のア中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項の(4)のイ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項の(4)のウ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項の(4)のエ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項の(4)のオ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項の(4)のイ中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に改め、同項の(4)のイ中「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改め、同表5の項の(2)中「1枚」を「1通」に改め、同項の(7)のウ中「110,000円」を「98,000円」に改め、同項の(9)中「17,000円」を「15,000円」に改め、同項の(20)中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改める。

別表第1 警察本部の表6の項の(5)中「1,800円」を「1,600円」に改め、同表7の項の(5)中「第91条」の次に「又は第91条の2第2項」を加え、「を限定された」を「の限定をされた」に、「者に」を「ものに」に改め、同項の(7)の2中「750円」を「1,050円」に改め、同項の(7)の2の次に次のように加える。

(7)の3 2第1項第3号又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査の実施	運転技能 検査手数料	3,550円
--	---------------	--------

別表第1 警察本部の表7の項の(4)のシを次のように改める。

シ 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習
(ア) 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下この項において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習 6,450円
(イ) 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 2,900円

別表第 1 警察本部の表 7 の項の(15)中ス及びセを削り、ソをスとし、その次に次のように加える。

セ 法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に掲げる講習 講習 1 時間につき 2,250 円

別表第 1 警察本部の表 7 の項の(15)のタ中「第 108 条の 2 第 1 項第 14 号」を「第 108 条の 2 第 1 項第 15 号」に改め、同項の(15)のタを同項の(15)のソとし、同項の(16)を次のように改める。

(16) 法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基 づく講習	一般特定 任意講習 手数料	1,800 円
--	---------------------	---------

別表第 1 警察本部の表 7 の項の(17)中「又は第 108 条の 3 の 2」を「第 108 条の 3 の 2 又は第 108 条の 3 の 3」に改め、同項の(18)中「1,400 円」を「1,450 円」に、「800 円」を「1,200 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 警察本部の表 7 の項の改正規定は、同年 5 月 13 日から施行する。

.....

鹿児島県税条例及び鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 9 号

鹿児島県税条例及び鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部を改正する条例
(鹿児島県税条例の一部改正)

第 1 条 鹿児島県税条例（昭和 38 年鹿児島県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「自動車税」を「個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、自動車税の種別割に係る徴収金については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 に規定する指定納付受託者に委託して納付することができる。

第 18 条第 5 項中「（昭和 22 年法律第 67 号）」を削る。

第 38 条第 1 項中「又は個別帰属益金額（法人税法第 81 条の 18 第 1 項に規定する個別帰属益金額をいう。）」及び「又は個別帰属損金額（同法第 81 条の 18 第 1 項に規定する個別帰属損金額をいう。）」を削る。

(鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部改正)

第 2 条 鹿児島県みんなの森づくり県民税条例（平成 16 年鹿児島県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「若しくは各連結事業年度」を削り、「第 52 条第 2 項第 4 号」を「第 52 条第 2 項

第3号」に、「同条の規定」を「同条第1項の規定」に、「同条の表」を「同項の表」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中鹿児島県税条例第15条第2項の改正規定及び第2条中鹿児島県みんなの森づくり県民税条例第4条の改正規定（「同条の規定」を「同条第1項の規定」に、「同条の表」を「同項の表」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（事業税に係る経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例第38条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号）（以下「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。
- 3 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、第1条の規定による改正前の鹿児島県税条例第38条第1項の規定は、なおその効力を有する。

（県民税に係る経過措置）

- 4 第2条の規定による改正後の鹿児島県みんなの森づくり県民税条例第4条の規定は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 5 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第2条の規定（附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の鹿児島県みんなの森づくり県民税条例第4条の規定は、なおその効力を有する。

.....

鹿児島県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第10号

鹿児島県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鹿児島県吏員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年鹿児島県条例第41号）の一部を次

のように改正する。

附則第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第1号中「をいう」の次に「。次号において同じ」を加え、「（18歳以上20歳未満の子にあつては、心身に著しい障害がある者に限る。）」を削り、同項第2号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第11号

鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例

鹿児島県地球温暖化対策推進条例（平成22年鹿児島県条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次及び前文中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第2条第2号中「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 脱炭素社会 法第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。

第4条第1項、第5条第1項及び第3項並びに第6条第1項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第8条第2項第1号中「抑制」を「量の削減」に改める。

第10条第1号中「抑制に」を「量の削減に」に改め、同条第5号中「抑制に」を「量の削減に」に、「抑制を」を「削減を」に改める。

第14条の見出しを「（温室効果ガス排出量削減計画）」に改め、同条第1項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改め、同条第2項中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改め、同項第2号中「抑制」を「削減」に改め、同項第4号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第4項から第7項までの規定中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改める。

第15条中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改める。

第16条の見出し中「温室効果ガス排出抑制計画等」を「温室効果ガス排出量削減計画等」に改め、同条中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改める。

第17条中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に、「量の抑制」

を「量の削減」に、「排出の抑制」を「排出の量の削減」に改める。

第 18 条（見出しを含む。）中「抑制」を「量の削減」に改める。

第 9 章の章名中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第 32 条中「温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第 33 条第 1 項中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第 34 条及び第 35 条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に提出されている改正前の鹿児島県地球温暖化対策推進条例（以下「旧条例」という。）第 14 条の規定による温室効果ガス排出抑制計画及び旧条例第 15 条の規定による報告書は、それぞれ改正後の鹿児島県地球温暖化対策推進条例（以下「新条例」という。）第 14 条の規定による温室効果ガス排出量削減計画及び新条例第 15 条の規定による報告書とみなす。

.....

鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 12 号

鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例（平成 28 年鹿児島県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 81 条の 2 第 2 項及び第 6 項」を「第 81 条の 2 第 3 項及び第 7 項」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、基金には、国民健康保険事業特別会計の各年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金の全部又は一部を積み立てることができる。

第 6 条中「）及び」を「),」に改め、「同条第 2 項」の次に「及び第 4 項」を加える。

第 7 条中「第 81 条の 2 第 9 項第 1 号」を「第 81 条の 2 第 10 項第 1 号」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 81 条の 2 第 4 項」を「第 81 条の 2 第 5 項」に改める。

第 15 条に次の 1 項を加える。

- 2 知事は、法第 81 条の 2 第 4 項に該当する場合、算定政令第 21 条の 2 第 3 項の規定により算定した額を限度として、その範囲内で基金を取り崩し、国民健康保険事業特別会計に繰り入れることができる。

第 16 条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

附則第 3 項中「平成 36 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 13 号

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県民生委員定数条例（平成 27 年鹿児島県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
本則の表薩摩川内市の項中「292 人」を「299 人」に改め、同表日置市の項中「140 人」を「141 人」に改め、同表さつま町の項中「95 人」を「94 人」に改め、同表肝付町の項中「60 人」を「61 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 14 号

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和 62 年鹿児島県条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「15,200 円」を「15,230 円」に改め、同号イ中「4,550 円」を「4,560 円」に改め、同項第 2 号イ中「9,110 円」を「9,130 円」に改め、同項第 3 号中「10,900 円」を「10,930 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 15 号

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例（昭和 51 年鹿児島県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「3,163人」を「3,156人」に改め、同条第 3 号中「1,615人」を「1,635人」に改め、同条第 4 号中「12,313人」を「12,433人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第16号

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第17号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(30) 犯罪予防等通訳作業手当

(31) 船舶警ら等作業手当

第31条の 3 の次に次の 2 条を加える。

（犯罪予防等通訳作業手当）

第31条の 4 犯罪予防等通訳作業手当は、職員が犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕に伴う通訳の作業に従事したときに支給する。

2 犯罪予防等通訳作業手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、560円以内とする。

（船舶警ら等作業手当）

第31条の 5 船舶警ら等作業手当は、職員が警察用船舶に乗船し、船舶警ら、犯罪の捜査、警戒警備又は救難若しくは救助の作業に従事したときに支給する。

2 船舶警ら等作業手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、340円以内とする。

附 則

この条例は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。